

長崎県物品調達に係る入札参加者指名停止の措置要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(指名停止の措置)</p> <p>第4条 略を行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 別表第1第3号①から⑥までに列挙する措置要件のいずれかに該当すると認められる場合で、その内容が軽微又はその理由がやむを得ないと認められるとき又は別表第2第9号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合で、その内容が軽微と認められるときは、情状により指名停止の措置を行わないことができる。</p> <p>4 略</p> <p><u>(下請負人に関する指名停止の措置)</u></p> <p><u>第4条の2 物品の製造の請負契約において、前条第1項又は第2項の規定により指名停止を行う場合、当該指名停止について責を負うべき有資格事業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。なお、その責を負うべき内容が、別表第1第3号①から⑥までに列挙する措置要件のいずれかに該当すると認められる場合で、その内容が軽微又はその理由がやむを得ないと認められるとき又は別表第2第9号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合で、その内容が軽微と認められるときは、情状により指名停止の措置を行わないことができる。この場合、契約担任者は、必要があると認めるときは、当該下請負人に対して、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。</u></p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(指名停止の措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 別表第1第3号①から⑥までに列挙する措置要件のいずれかに該当すると認められる場合で、その内容が軽微又はその理由がやむを得ないと認められるとき又は別表第2第8号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合で、その内容が軽微と認められるときは、情状により指名停止の措置を行わないことができる。</p> <p>4 略</p>

(指名停止の期間の特例)

第5条 略

2 有資格事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

3 略

4 第2項の場合を除き、措置要件に該当する事実が特に悪質と判断される場合には、期間の短期の2倍を下限とし、期間の長期の2倍を上限として、期間の加算ができるものとする。

5 略

6 有資格事業者が、物品の製造の請負等の告示7の規定に違反した場合において、当該指名停止が別表第2各号のいずれにも該当しないときは、同表第9号（不正又は不誠実な行為）に規定する短期の2分の1の期間（2週間）とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。

7 指名停止の期間中の有資格事業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び第1項から第4項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

8 別表第2第6号又は第8号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格事業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 略

2 有資格事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表各号に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

3 略

4 第2項の場合を除き、措置要件に該当する事実が特に悪質と判断される場合には、期間の短期の1.5倍を下限とし、期間の長期の1.5倍を上限として、期間の加算ができるものとする。

5 略

6 有資格事業者が、物品の製造の請負等の告示7の規定に違反した場合において、当該指名停止が別表第2各号のいずれにも該当しないときは、同表第8号（不正又は不誠実な行為）に規定する短期の2分の1の期間（2週間）とする。ただし、やむを得ない困難な事情があると認められるときは、この限りでない。

9 指名停止の期間中の有資格事業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格事業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)

第5条の2 第4条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合又は県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、県発注の事案において、有資格事業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第4号ア又は第6号から第8号までのいずれかに該当した場合

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第2第4号から第8号までのいずれかに該当する有資格事業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになった場合

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第4号ア、第5号又は第6号のいずれかに該当する有資格事業者について、独占禁止法第7条の2第7項の適用があった場合

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4

項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第4号ア、第5号、第6号又は第8号のいずれかに該当する有資格事業者に悪質な事由があるとき

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加重した期間

(5) 県職員又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号又は第8号のいずれかに該当する有資格事業者に悪質な事由があるとき

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加重した期間

(指名停止の通知)

第6条 略

2 第5条第7項の規定により指名停止の期間を変更したときは、直ちに当該有資格事業者に対し、様式第1号の2により通知するものとする。

3 第5条第9項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに当該有資格事業者に対し、様式第1号の3により通知するものとする。

4 前各項の通知を行ったときは、直ちに、物品調達を所管する契約担任者に対し、それぞれ様式第2号、様式第2号の2又は様式第2号の3により通知するものとする。

(指名の取消)

第7条 契約担任者は、前条第1項の規定に基づく同条第4項の通知を受けたときにその有資格事業者を現に指名しているときは、当該物品調達の入札執行の前までに指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担任者は、有資格事業者が第4条第1項及び第2項、第4条の2並びに第5条第1項から第8項の規定により指名停止を受けた場合においては、その期間中当該有資格事業者を随意契約の相手方としないものと

(指名停止の通知)

第6条 略

2 前項の通知を行ったときは、直ちに、物品調達を所管する契約担任者に対し、様式第2号により通知するものとする。

(指名の取消)

第7条 契約担任者は、前条第2項の通知を受けたときにその有資格事業者を現に指名しているときは、当該物品調達の入札執行の前までに指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 契約担任者は、有資格事業者が第4条第1項及び第2項並びに第5条各項の規定により指名停止を受けた場合においては、その期間中当該有資格事業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、特許等を要

する。ただし、特許等を要する物品を発注する場合において、他に適当な有資格事業者がない場合にあつてはこの限りでない。

(下請けの禁止)

第8条の2 契約担任者は、物品の製造の請負契約において、その全部若しくは一部を元請業者が下請をさせる場合、その相手方が指名停止の期間中の有資格事業者であるときは、これを承認しないものとする。

(運用)

第9条 略

附則

この要領は、平成17年3月22日から適用する。

この要領は、平成19年4月2日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年2月21日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年6月17日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

する物品を発注する場合において、他に適当な有資格事業者がない場合にあつてはこの限りでない。

(運用)

第9条 略

附則

この要領は、平成17年3月22日から適用する。

この要領は、平成19年4月2日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

この要領は、平成24年2月21日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年6月17日から施行する。

改正後

別表第1 不正行為に基づく措置要件（第4条関係）

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 略	略
(安全管理措置の不適切により生じた <u>関係者等</u> の事故) 2 県発注の物品調達の契約担任者と締結した契約の履行に あたり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者等 死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日 から 2週間以上6月以内
(契約不履行等) 3 略	略

改正前

別表第1 不正行為に基づく措置要件（第4条関係）

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 略	略
(安全管理措置の不適切により生じた <u>関係者</u> の事故) 2 県発注の物品調達の契約担任者と締結した契約の履行に あたり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者等 死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日 から 2週間以上6月以内
(契約不履行等) 3 略	略

改正後		改正前	
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件 (第4条関係)		別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置要件 (第4条関係)	
措置要件	期間	措置要件	期間
(贈賄) 1～3 略	略	(贈賄) 1～3 略	略
(独占禁止法違反行為) 4 次のア、イ又はウに掲げる物品調達に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反した場合において、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) ア 県が発注締結した場合 イ 長崎県内の他の公共機関が発注締結した場合 ウ 長崎県外の他の公共機関が発注締結した場合	当該認定をした日から 3月以上12月以内 2月以上12月以内 2月以上12月以内	(独占禁止法違反行為) 4 次のア、イ又はウに掲げる物品調達に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反した場合において、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。) ア 県が発注締結した場合 イ 長崎県内の他の公共機関が発注締結した場合 ウ 長崎県外の他の公共機関が発注締結した場合	当該認定をした日から 3月以上12月以内 2月以上12月以内 2月以上9月以内
5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき(前号及び次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2月以上12月以内		
(重大な独占禁止法違反行為) 6 県と締結した物品調達契約に、政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号。以下同じ。)の適用を受けるものが含まれる場合に、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けた場合(有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が刑事告発を受け又は逮捕された場合を含む。)	刑事告発、逮捕又は公訴を確認した日から 6月以上24月以内	(重大な独占禁止法違反行為) 5 県と締結した物品調達契約に、政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号。以下同じ。)の適用を受けるものが含まれる場合に、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けた場合(有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が刑事告発を受け又は逮捕された場合を含む。)	刑事告発又は逮捕を確認した日から 6月以上24月以内

<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>7 次のア、イ又はウに掲げる物品調達に関し、有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 県が発注締結した場合</p> <p>イ 長崎県内の他の公共機関が発注締結した場合</p> <p>ウ 長崎県外の他の公共機関が発注締結した場合</p>	<p>逮捕又は公訴を確認した日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p>	<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 次のア、イ又はウに掲げる物品調達に関し、有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 県が発注締結した場合</p> <p>イ 長崎県内の他の公共機関が発注締結した場合</p> <p>ウ 長崎県外の他の公共機関が発注締結した場合</p>	<p>逮捕又は公訴を確認した日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>2月以上9月以内</p>
<p>(重大な公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>8 県と締結した物品調達契約に、政府調達に関する協定の適用を受けるものが含まれる場合に、有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を確認した日から</p> <p>6月以上24月以内</p>	<p>(重大な競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 県と締結した物品調達契約に、政府調達に関する協定の適用を受けるものが含まれる場合に、有資格事業者である個人、有資格事業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を確認した日から</p> <p>6月以上24月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、県職員又は他の公共機関の職員による不適切な物品経理処理に関与し、その他業務に関し不正又は不誠実な行為をし(ただし、その行為が軽微であると認められる場合を除く。)、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上9月以内</p>	<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、法令等に違反し社会的影響が大きいとき、県職員による不適切な物品経理処理に関与したとき、その他業務に関し不正又は不誠実な行為をし(ただし、その行為が軽微であると認められる場合を除く。)、物品調達の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上9月以内</p>
<p>10 略</p>	<p>略</p>	<p>9 略</p>	<p>略</p>

改正後	改正前
<p>様式第1号（第6条第1項関係） 略</p> <p>様式第1号の2（第6条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>（有資格事業者職氏名） 様</p> <p style="text-align: center;">長崎県出納局長</p> <p style="text-align: center;">長崎県発注の物品調達に係る競争入札参加指名の停止期間の変更について （通知）</p> <p>このについて、下記のとおり指名停止期間の変更を行なうこととしたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 指名停止期間 変更前 年 月 日から 年 月 日まで（ か月間） 変更後 年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）</p> <p>2. 指名停止期間の変更理由</p> <p>3. その他</p>	<p>（様式第1号） 略</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="199 276 600 304"><u>様式第1号の3（第6条第3項関係）</u></p> <p data-bbox="936 352 1108 422">第 号 年 月 日</p> <p data-bbox="215 432 539 461"><u>（有資格事業者職氏名）</u> 様</p> <p data-bbox="819 512 987 541"><u>長崎県出納局長</u></p> <p data-bbox="259 630 1048 697"><u>長崎県発注の物品調達に係る競争入札参加指名の停止措置の解除について</u> <u>（通知）</u></p> <p data-bbox="226 786 1099 815"><u>このについて、下記のとおり指名停止措置を解除することとしたので通知します。</u></p> <p data-bbox="640 866 667 895">記</p> <p data-bbox="208 943 512 1010"><u>1. 指名停止措置の解除の日</u> 年 月 日</p> <p data-bbox="208 1061 512 1090"><u>2. 指名停止措置解除の理由</u></p> <p data-bbox="208 1176 322 1204"><u>3. その他</u></p>	

改正後	改正前
<p>様式第2号（第6条第4項関係） 略</p> <p>様式第2号の2（第6条第4項関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>（所属長名） 様</p> <p style="text-align: center;">長崎県出納局長 （公印省略）</p> <p>県発注の物品調達に係る競争入札参加指名の停止期間の変更について（通知）</p> <p>このたび下記のとおり、有資格事業者について指名停止期間の変更を行ないましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 指名停止期間の変更とした有資格事業者</p> <p>商 号 所 在 地 登録番号 （取扱： ）</p> <p>2. 指名停止の期間</p> <p>変更前 年 月 日から 年 月 日まで（ か月間） 変更前 年 月 日から 年 月 日まで（ か月間）</p> <p>3. 指名停止期間の変更理由</p>	<p>（様式第2号） 略</p>

改正後	改正前
<p>様式第2号の3（第6条第4項関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>（所属長名） 様</p> <p style="text-align: center;">長崎県出納局長 （公印省略）</p> <p>県発注の物品調達に係る競争入札参加指名の停止措置の解除について（通知）</p> <p>このたび下記のとおり、有資格事業者について指名停止措置の解除を行ないましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 指名停止措置を解除した有資格事業者</p> <p>商 号 所 在 地 登録番号 （取扱： ）</p> <p>2. 指名停止措置の解除日 年 月 日</p> <p>3. 指名停止措置の解除理由</p> <p>4. その他</p>	